

令和 3 年 2 月 10 日	資 料
第 2 回 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会	

令和 2 年度
第 2 回 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会
議 案

東京都保険者協議会 医療計画等検討部会

目 次

第 1 号議案	令和 3 年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画について・・・	1
第 2 号議案	学識経験者による助言者の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	5

第 1 号議案

令和 3 年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画について

(提案の趣旨)

令和 3 年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画について定めたい。

別紙のとおり定めたい。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東京都保険者協議会医療計画等検討部会
部 会 長 加 島 保 路

(このページは空白です。)

令和 3 年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画

1 実施概要

医療費適正化計画及び保健医療計画が変更される場合は、調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。

また、医療費適正化計画の実施についての東京都への協力に関し、保険者との調整等を行う。

さらに、医療費適正化計画、保健医療計画、地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキング及び医療と介護の協議の場等に関する情報の収集を行う。

2 実施内容

- ・ 第 3 期東京都医療費適正化計画が変更される場合は、再検討される内容を注視し、データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。
- ・ 第 3 期東京都医療費適正化計画の実施についての東京都への協力に関し検討を行い、保険者との調整等を実施する。
- ・ 第 7 次東京都保健医療計画が変更される場合は、再検討される内容を注視し、データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。
- ・ 医療費適正化計画、保健医療計画、地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキング及び医療と介護の協議の場等に関する情報を収集し、必要に応じ情報提供や検討等を行う。

3 開催日程

状況に応じて随時開催

令和 3 年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会事業計画

● 医療計画等検討部会（状況に応じて随時開催）

- ・ 第 3 期東京都医療費適正化計画の変更に関し、データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。
- ・ 第 3 期東京都医療費適正化計画に基づく施策の実施に関する東京都からの協力要請に基づき保険者との調整等を行う。
- ・ 第 7 次東京都保健医療計画の変更に関し、データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。
- ・ 地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキング及び医療と介護の協議の場等に関する情報を収集し、必要な情報提供における検討等を行う。

第 2 号議案

学識経験者による助言者の選任について

(提案の趣旨)

令和 3 年度東京都保険者協議会医療計画等検討部会事業である、第 3 期東京都医療費適正化計画及び第 7 次東京都保健医療計画の変更に係る意見提出等について、学識経験者による助言を求めることといたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東京都保険者協議会医療計画等検討部会
部 会 長 加 島 保 路

(このページは空白です。)

学識経験者による助言者の選任について

東京都保険者協議会医療計画等検討部会（以下「検討部会」という。）は、検討部会設置運営要綱第1条に基づき、東京都保険者協議会（以下「協議会」という。）の推進を図るとともに、東京都保健医療計画等の策定又は変更に当たっての意見提出を行うことを目的としている。

令和3年度医療計画等検討部会実施計画において、第3期東京都医療費適正化計画及び第7次東京都保健医療計画の変更に関する意見提出等を掲げており、検討部会設置運営要綱第3条第2項において、検討部会は、必要に応じて関係者の助言及び参画を求めることができるとされていることから、専門的な知識を有する学識経験者として、九州大学 名誉教授の尾形裕也先生から助言を求めることとする。

なお、学識経験者への報酬については、協議会講師等への報酬等に関する要綱に基づき、支払うこととする。